

横浜市中区精神障害者生活支援センター  
施設指定管理者公募要項  
(第2期)

令和4年3月  
横浜市健康福祉局障害施設サービス課

## 1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

このたび、令和5年4月から管理運営を行う横浜市中区精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）における指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

横浜市中区精神障害者生活支援センター

ア 開設日 : 平成25年3月25日

イ 所在地 : 中区新山下三丁目1番29号 みはらしポンテ3階

ウ 建物構造 : 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建て

エ 専有面積 : 357.67 m<sup>2</sup>

オ 併設施設 : 中区障害者地域活動ホーム

カ 休館日 : 日曜日及び年末年始（12/29～1/3）

キ 開館時間 : 月曜から金曜日 午前9時から午後8時まで  
土曜日 午前9時から午後5時まで

ク 主な設備 集会室・食堂、地域交流室、相談室、静養室、便所、浴室・洗面所、事務室、調理室等

※ 国民の祝日に関する法律に規定する休日（1月1日以外）は月～金と同じ基準で運営

※ 休館日については、横浜市長が必要と認める場合は、休館日に開所し、又は休館日以外の日に開所しないことができます。

※ 横浜市長が必要と認める場合は、開館時間を変更することができます。

※ 令和4年3月時点で、増築や再整備、大規模改修、改造工事等の予定はございません。

### (参考) 施設の利用状況（出典：横浜市統計書）

#### 【利用登録者数】

（単位：名）

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
357	489	637	728	789	824	839	484

※ 利用登録者の整理

平成26年4月より登録更新期間を3年に定め、随時見直しを行っている。

#### 【延べ利用者数】（来館者・電話相談・訪問・同行件数の合計）

（単位：名）

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
20,575	19,158	19,212	18,241	19,461	19,346	14,773	12,667

※ 延べ利用者数の基準変更

平成26年4月より、電話相談をはじめとした実績のカウント方法の大幅な見直しを行った。

### (2) 指定期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで（10年間）

### (3) 指定管理者の公募、選定及び指定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、横浜市精神障害者生活支援センター条例（以下「条例」という。）第11条に基づき設置される「横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選

定評価委員会」という。)の意見を尊重して、指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者(以下「次点候補者」という。)の選定を行います。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

#### (4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 15階  
健康福祉局障害施設サービス課  
電話 045 (671) 2416 Fax 045 (671) 3566  
E-mail [kf-seikatsushiencenter@city.yokohama.jp](mailto:kf-seikatsushiencenter@city.yokohama.jp)

### 3 指定管理者が行う業務

横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条に規定する事業の実施に関すること。  
(詳細は、以下を参照してください)

### 4 精神障害者生活支援センターの概要

#### (1) 施設の設置目的

センターは、「地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため」に設置される施設です。(横浜市精神障害者生活支援センター条例第1条)

#### (2) 目的達成の手段

上記の目的を達成するために、次のことを実施します。具体的な実施事業は次項のとおりです。

##### ア サービス内容

- (ア) 日常生活の支援、  
生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な援助
- (イ) 相談等  
電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係、公的手続き等日常的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、指導
- (ウ) 生活情報の提供  
住宅、就労、公共サービス等の情報提供
- (エ) 地域交流の促進  
レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供
- (オ) 障害福祉サービスの実施  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する指定自立生活援助事業
- (カ) 相談支援事業の実施  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業
- (キ) 精神障害者退院サポート事業の実施  
横浜市精神障害者退院サポート事業実施要綱(平成23年2月10日健障支第3910号)に規定する横浜市精神障害者退院サポート事業
- (ク) 障害者自立生活アシスタント事業の実施  
横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱(平成22年3月1日健障支第3649号)に規定する横浜市障害者自立生活アシスタント事業
- (ケ) その他  
センターの設置の目的を達成するために必要な事業及び地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

イ 建物及び設備の維持保全及び管理に関する業務

センターの建物並びに設備及び備品については、その状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。

他施設との共用部分及び共用する設備についても、入居施設で取り交わす覚書等に従い建物・設備の維持保全及び管理を行います。

(ア) 建物及び設備の維持保全並びに管理

指定管理者は、別に横浜市が定める方式に則り、建物及び設備の各種点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検並びに巡回及び確認等）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。建物及び設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに横浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

(イ) 施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

ウ その他関係業務

(ア) センターの利用促進及びサービスの向上に関すること

センターの施設及び利用案内、実施事業等について、利用者及び市民に対し広く情報提供し、横浜市精神障害者生活支援センターの周知及び利用促進を図ります。その他、利用者意見の聴取、利用者の利便性の向上に関する取組等を適宜実施します。

(イ) 運営連絡会の開催

センターは、地域の保健・医療・福祉の関係団体、住民組織、利用者代表、関係事業所等の関係者及び行政機関等で構成する運営連絡会を設置し、適正な運営の確保及びサービス提供の充実を図るため、運営全般に関する協議を行い、運営に反映します。

(ウ) 関係機関との連携等

障害者の高齢化を踏まえた「親亡き後」の備え、入所施設や精神科病院からの地域移行等を推進するために、障害児者を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的としている「地域生活支援拠点」や、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されることを目的としている「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築など、区役所と基幹相談支援センターを始めとして、地域の関係機関との連携を推進します。

(3) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置及び資格要件（「横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱」第8条）

種別	配置人数	資格要件
施設長	1名	精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に5年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者であって、施設を運営する能力を有すると認められる者
常勤職員	5名	下記のいずれかに該当する者 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、社会福祉、心理学若しくは教育学に関する科目を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉、心理学若しくは教育学に関する科目を修めて、同法第102条の規定により大学院への入学を認められた者 ・社会福祉主事任用資格を有する者 ・学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上精神保健及び精

		神障害者の福祉に関する業務若しくは3年以上福祉に関する業務に従事した者 ・精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者
非常勤職員	4名	—

※留意事項

- ・常勤職員5名の中には、専任の精神保健福祉士1名以上と相談支援専門員1名以上を含むものとします。
- ・非常勤職員については、横浜市に事前協議を行うことで、センターの運営に支障のない範囲で、常勤職員に変更することができます。なお、それに伴う費用の支弁は指定管理者が担うこととします。
- ・「精神障害者退院サポート事業」については、2名以上の担当職員を配置することとします。
- ・「障害者自立生活アシスタント事業」については、2名以上の担当職員を配置することとします。うち1名は、「横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱」に基づき、障害者の支援について相当の経験（概ね5年以上）と知識を有し、障害特性を踏まえた支援を行うことができる常勤職員（主任アシスタント）としています。

イ 指定管理料

センターの運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、修繕等を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

ウ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、2年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別紙1「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

エ 修繕等

建物、設備及び備品等の修繕等については、原則1件あたり100万円未満の範囲内（指定額）で、指定管理者が負担します。1件あたり100万円以上の修繕については、指定管理者と横浜市で協議を行い、決定することとします。但し、指定管理者の責任及び費用負担による実施では運営に支障が出ると判断される場合は、市と指定管理者の協議により決定する場合があります。

オ 利用者の実費負担について

センターは利用料金制を採用しておらず、施設の利用にかかる利用料金は徴収しません。ただし、横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱第14条に定める食事サービス、入浴サービス、洗濯サービス及びインターネットサービスの実費相当分は利用者の負担とし、適切に徴収

します。

また、プログラムなどの自主事業にかかる実費相当額を参加者から徴収することができます。これら実費収入は指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

#### (4) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○			
	それ以外のもの		○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用※1		○		
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの（一件当たり）				100万円未満
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※2	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

※1 ア 次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会の委員に支払う謝金等の費用

イ 組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用

※2 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライク及び伝染病・感染症の流行等

## (5) 業務実施上の留意事項

### ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

#### <主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- (エ) 地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年障発 0801002 号（厚生労働省））
- (オ) 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成 11 年 3 月条例第 21 号）
- (カ) 横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則（平成 11 年 4 月規則第 50 号）
- (キ) 横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱
- (ク) 横浜市地域活動センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 67 号）
- (ケ) 横浜市地域活動支援センター事業実施要綱
- (コ) 横浜市障害者自立生活アシスタント事業実施要綱
- (サ) 横浜市精神障害者退院サポート事業実施要綱
- (シ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ス) 横浜市個人情報保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (セ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (ソ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び雇用保険法等）
- (タ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (チ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (ツ) 障害者福祉関連法令（社会福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等）
- (テ) その他関連する法規及び防災関係などの市の計画・施策等

#### <その他横浜市の計画・施策等>

- (ア) 横浜市中期 4 か年計画
- (イ) 横浜市障害者プラン

### イ 業務の基準・評価について

#### (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

#### (イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

#### (ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

センターの指定管理者は、指定期間中に選定評価委員会による評価を複数回以上受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、横浜市との協議により定める時期を原則とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

#### (エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要

な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

#### ウ その他

##### (ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

##### (イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

##### (ロ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は 1 億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

##### (ハ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

##### (ニ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現にセンターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

##### (ホ) 事業の継続が困難となった場合の措置

###### a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

- b 当事者の責めに帰することができない事由による場合  
横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。
- (キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置  
協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。
- (ク) 公租公課  
指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。
- (ケ) 施設情報の定期的報告  
建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。
- (コ) 災害等発生時の対応  
センターは現段階では横浜市防災計画等に基づく福祉避難所に位置付けられており、指定管理者はその開設及び運営等に協力していただきます。このため、別途横浜市と「災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定」（以下「災害時協定」という）を締結のうえ、本市の「指定管理者災害対応の手引き」に従い、あらかじめ必要な体制整備等を行う必要があります。災害等の発生時には、「災害時協定」及び「災害時マニュアル」に規定のない事項であっても、被災者の援助活動等に関して市が協力を求めた場合には、市に協力するよう努めていただきます。
- (カ) 廃棄物の対応  
施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。
- (シ) 自動販売機等について  
自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。  
なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。  
指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。
- (ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守  
横浜市暴力団排除条例の施行(平成24年4月1日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。
- (セ) 横浜市中心小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施  
横浜市では、平成22年4月1日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。  
指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。  
なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。
- (ソ) 財務状況の確認  
安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体（共同事業体の場合は、すべての構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。
- (タ) ウェブサイトについて
  - a 最低限掲載すべき情報  
指定管理者が横浜市精神障害者生活支援センターのウェブサイトを設置する場合には、次

の情報を掲載することとします。

- (a) 指定管理者名
- (b) センターの事業報告書等

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-2016:3 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(f) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

(g) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(h) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

## 5 公募及び選定に関する事項

### (1) 公募スケジュール

ア	公募のお知らせ	令和4年4月1日（金）
イ	公募要項の配布	令和4年4月1日（金）から令和4年5月2日（月）まで
ウ	応募説明会	令和4年4月22日（金）（予定）
エ	現地説明会	令和4年4月18日（月）から令和4年5月2日（月）まで
オ	公募要項等に関する質問受付	令和4年4月22日（金）から令和4年5月2日（月）まで
カ	質問への回答	令和4年5月9日（月）頃（予定）
キ	応募書類の受付期間	令和4年5月10日（火）から令和4年5月16日（月）まで
ク	審査・選定（面接審査実施）	令和4年6月（予定） ※第2回令和4年6月3日、予備回令和4年6月10日予定
ケ	選定結果の通知・公表	令和4年6月～7月（予定）
コ	指定管理者の指定	令和4年9月～10月（予定）
サ	指定管理者との協定締結	令和5年3月下旬（予定）

### (2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ  
指定管理者の公募について、横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

#### イ 公募要項の配布

##### (ア) 配布期間

令和4年4月1日（金）から令和4年5月2日（月）まで  
（土、日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時まで）

##### (イ) 配布場所

健康福祉局障害施設サービス課

次のウェブページからもダウンロードできます。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/seikatsu/kobo/20220208111950402.html>

#### ウ 応募説明会

応募方法及び応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限り御参加ください。当日は、本公募要項は配布しませんので、各自で御持参ください。

##### (ア) 開催日時

令和4年4月22日（金）午後2時から午後3時半まで（予定）

##### (イ) 開催場所

横浜市庁舎 18階 なみき 16会議室（予定）

##### (ウ) 参加人数

各団体3名以内とします。

##### (エ) 申込方法

参加を希望される団体は、令和4年4月15日（金）午後5時までに、持参又はE-mailで別紙2-1「横浜市中区精神障害者生活支援センター応募説明会申込書」を健康福祉局障害施設サービス課に御提出ください。

#### エ 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催します。現指定管理者以外の応募を予定される団体が対象です。当日は、本公募要項は配布しませんので、各自で御持参ください。

##### (ア) 開催日時

令和4年4月18日（月）から令和4年5月2日（月）まで

※土日祝日を除く。 ※日時の詳細は受付後に個別に通知します。

- (イ) 開催場所  
中区生活支援センター
- (ウ) 参加人数  
各団体3名以内とします。
- (エ) 申込方法  
参加を希望される団体は、令和4年4月13日（水）午後5時までに、持参又はE-mailで別紙2-2「横浜市中区精神障害者生活支援センター現地説明会申込書」を健康福祉局障害施設サービス課に御提出ください。  
なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください。

オ 公募要項等に関する質問受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (ア) 受付期間  
令和4年4月22日（金）から令和4年5月2日（月）午後5時まで
- (イ) 受付方法  
持参又はE-Mailで別紙3「横浜市中区精神障害者生活支援センター施設指定管理者公募要項等に関する質問書」を健康福祉局障害施設サービス課に御提出ください。  
電話でのお問合せには応じかねますので御了承願います。

カ 質問への回答

令和4年5月9日（月）頃（予定）に、次のウェブページで回答を公表します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/seikatsu/kobo/20220208111950402.html>

キ 応募書類の受付

- (ア) 応募書類  
「5(4)応募手続きについて」を参照
- (イ) 受付期間  
令和4年5月10日（火）から令和4年5月16日（月）午後5時まで
- (ウ) 受付方法  
健康福祉局障害施設サービス課まで、御持参いただくか又は記録が残る送付方法（簡易書留等）で御提出ください（受付期間内必着）。
- (エ) 提出先  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 15階  
健康福祉局障害施設サービス課 宛

(3) 審査及び選定の手続きについて

ア 審査方法

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、応募者に後日お知らせいたします。

イ 選定評価委員会（敬称略、50音順）

氏 名	所 属 等
池田 陽子	神奈川県精神保健福祉士協会 会長
伊東 秀幸	田園調布学園大学 副学長
西川 進	横浜市精神障害者家族連合会 常任理事
平濱 智	都筑区生活支援センターこころ野 ボランティア
森谷 亜希子	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 会員

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

別紙4「評価基準項目」のとおり

なお、審査の結果最高得点を獲得した団体であっても、選定評価委員会の定める最低基準「各委員の採点結果の平均点が合計点の5割（80点）」に満たないときは選定しません。次点候補者の選定及び応募団体が1団体のみであった場合も同様とします。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、健康福祉局のウェブページへの掲載等により公表します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/seikatsu/kobo/20220208111950402.html>

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後に公表します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和4年9月～10月（予定））

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、ファイルに綴じた正本1部と同様にした副本4部に加えて、応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた5部を提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

また、財務状況の分析を外部の専門機関に委託する予定のため、項目「シ」については、法人名及び施設名が明記されているものに加えて、法人名及び施設名の記載がなく、法人が特定できない状態の書類も併せて1部提出してください。

ア 指定申請書（横浜市精神障害者生活支援センター条例規則別記様式）

イ 事業計画書（様式1-1～7）

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式2）

エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 賃-1）

オ 団体の概要（様式3-1～4）※3※4

カ 申請団体役員名簿（様式4）及び役員等氏名一覧表（県警照会用エクセルファイル）エクセルファイルデータ（CD-R）

キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式5）

ク 定款、規約その他これらに類する書類

ケ 履歴事項全部証明書※1（法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。）

コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

サ 直近3か年（平成30年度・令和元年度・令和2年度）の事業年度の貸借対照表、財産目録、

- 損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類
- シ 納税証明書 その3の3※1（公募要項の配布開始日以降に発行されたもの。）
- ス 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式6）  
 応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。
- セ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式7）  
 公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。
- ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類※2  
 労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- タ 健康保険の加入を確認できる書類※2  
 年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類※2  
 年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※1 同一の区局が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募書類（令和年●月●日に●区局●●課に提出）として添付」と明記してください。

※2 各種社会保険への加入の必要がないため、ソからチまでのいずれかひとつでも提出できない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式8）を提出してください。

※3 共同事業体として応募する場合は、上記アからエまでに加えて、代表団体を含むすべての構成団体に関する上記オからテまでを提出してください。その際、次の2点を「団体の概要（様式3-1）」に添付してください。  
 オ-2 共同事業体の結成に関する申請書（様式3-2）  
 オ-3 共同事業体連絡先一覧（様式3-3）

※4 中小企業等協同事業組合として応募する場合には、上記アからエまでに加えて、すべての担当組合員に関するオからテを提出してください。その際、次の書類を「団体の概要（様式3-1）」に添付してください。  
 オ-4 事業協同組合等構成員表（様式3-4）

※5 その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

#### (5) 応募条件等について

- ア 応募者の資格  
 法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）
- イ 欠格事項  
 次に該当する団体は、応募することができません。
  - (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
  - (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必

要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
  - (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
  - (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
  - (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
  - (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- ※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式4）」及び「役員等氏名一覧表（エクセルデータファイル）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
  - (ケ) センターの運営に必要な、障害者総合支援法に基づく指定自立生活援助、指定一般相談支援及び指定特定相談支援事業者としての資格を有していないこと

#### ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が欠格事項の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) センターの運営に必要な、障害者総合支援法に基づく指定自立生活援助、指定一般相談支援及び指定特定相談支援事業者としての資格を、当該業務を担当する構成団体が有していること
- (イ) 協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること
- (ウ) 当該共同事業体の構成団体がセンターの指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないこと

#### エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が欠格事項の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) センターの運営に必要な、障害者総合支援法に基づく指定自立生活援助、指定一般相談支援及び指定特定相談支援事業者としての資格を、当該業務を担当する組合員が有していること
- (イ) 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」の提出が可能であること
- (ウ) 当該中小企業等協同組合の担当組合員がセンターの指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していないこと

#### オ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

#### カ 接触の禁止

応募者は選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

#### キ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- (ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

シ 応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ス 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式9）」を提出してください。

セ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ソ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 6 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。ただし、現指定管理者が選定された場合などについては仮協定の締結を省略することがあります。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

### (2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等）
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

### (3) 開業準備及び業務の引継ぎ

#### ア 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

#### イ 業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。この場合、引継ぎに要する費用については、「引継ぎ関連費用」として積算の上、指定管理料とは別に提案してください。なお、引継ぎ期間は1か月とし、引継ぎに係る経費（人件費及び事務費等）については横浜市の予算の範囲内において支出します。

引継ぎは指定期間が開始する前年度に行うこととなるため、市会における指定議案の議決後に、横浜市と指定管理者との間で契約を別途締結して実施します。

### (4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができます。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができます。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として、協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、センターに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

### (5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうち
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。